第 12　漁船の登録に係る申請書等の記載要領

1　漁船登録申請に係る書類の記載要領

（１）申請者の氏名又は名称及び住所

住民票等に記載されている内容と同一とし、「フリガナ」を記載してください。また、「浜」・「濱」・「濵」のように、読み方が同じでも異なる漢字についても住民票等のとおりに記載してください。なお、法人格を持たない屋号、任意団体などでは漁船の登録はできません。

（２）船名

船名は明確に間違えないよう記載し、必ず「フリガナ」も記載してください。

なお、船名として使用できる文字は、次のとおりです。

漢字、ひらがな、カタカナ、アラビア数字（１、２など）、ローマ数字（Ⅰ、Ⅱなど）、アルファベット（Ａ、Ｂなど）、国土交通大臣が指定する記号（&、’、コンマ、ハイフン、ピリオド及び中点）

（３）使用者の氏名又は名称及び住所

申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載しても構いません。使用者が複数の場合は、それぞれの氏名又は名称及び住所を住民票等のとおりに記載してください。

（４）漁業種類又は用途

「漁船登録における漁業種類の分類（32 頁）」の登録の分類に従い、操業する漁業種類について大臣許可漁業、知事許可漁業、自由漁業の順に記載してください。

（５）主たる根拠地

常時的に出漁又は入港を行っている漁業基地などが位置する三重県内の市町名を記載してください。なお、20 トン以上の漁船で船籍港が三重県外となっている場合は、三重県での漁船の登録はできません。

（６）船質

鋼、木、ＦＲＰ（強化プラスチック）、軽合金等の別を記載してください。

（７）総トン数

総トン数計算書、小型（５トン未満）漁船の総トン数の測度に関する調書、漁船原簿謄本、漁船登録票、登録事項証明書などに記載のある総トン数を次の表記により記載してください。

新測度	10 トン以上	小数点以下の数値はありません（「11 トン」など）
	10 トン未満	小数点以下一桁まで表記します（「9.7 トン」など）
旧測度	小数点以下二桁まで表記します。（9.90 トン、11.10 トンなど）	

※旧測度は昭和 57 年 7 月 17 日までに建造に着手された船舶に適用されます。

（８）船舶の長さ、幅及び深さ

船舶の登録長、登録幅及び登録深さを小数点以下二桁の数値で記載してください。

（９）推進機関の種類

ジーゼル機関、ガスタービン、電気点火機関、電気推進機関の別を記載してください。
また、船外機、船内外機では、その旨もあわせて記載してください。

例）　（船外機）電気点火機関、（船内外機）ジーゼル機関

(10) 馬力数

ア　平成14年３月31日以前に許可又は登録申請した漁船の推進機関の馬力数は、次のとおりです。

○内燃機関：CD^2Nにより算出した数

○蒸気タービン及びガスタービン：計画軸馬力数

○電気推進機関：電動機の出力を0.75で除した数

なお、これらの馬力数で漁船登録された推進機関を、他の漁船に搭載する場合は、以前に漁船登録されていた馬力数となります。また、平成９年７月31日以前に漁船に搭載さていた推進機関を、他の漁船に搭載する場合は、馬力数が変更となる場合があります。

イ　上記アの推進機関を除いた推進機関の馬力数は、次のとおりです。

○ジーゼル機関及びガスタービン：

計画出力（機関の燃料の最大噴射量を一定の噴射量以下に制限する装置及びその封印並びに機関の最大回転数を一定の回転数以下に制限する装置及びその封印が取り付けられているジーゼル機関では、日本工業規格Ｆ4304により試験した連続出力。）

○電気点火機関：日本工業規格Ｆ0405による試験した表示出力

○電気推進機関：電動機の出力

推進機関の馬力数の単位は、キロワット（以下「kW」と表記。）とし、１kW未満は１kW、１kW以上の場合は、小数点以下を切り捨てます。

なお、電気点火機関では、馬力数の制限を行っているものを除き、馬力数は次の登録馬力で登録します。

馬力数	登録馬力
30kW以下の場合	30kWで登録
30を超え 60kW以下の場合	60kWで登録
60を超え 80kW以下の場合	80kWで登録
80を超え100kW以下の場合	100kWで登録
100kWを超える場合	小数点以下を切り捨てて登録

(11) 無線電波の型式及び空中線電力<登録申請書など>

電信の場合は「Ａ１Ａ－□W」、電話の場合は「Ａ３Ｅ－□W」などを記載してください。
□には空中線電力（無線局免許状に記載されている最高出力）を記載してください。

新規又は県外譲受で無線局免許番号が変更となる場合は「漁船登録後に申請」と記載してください。県内譲受の場合は、そのまま免許番号を引き継ぎますので、旧所有者の無線局免許状に記載されている免許番号を記載してください。

(12) 造船所の名称及び所在地

建造した造船所の名称及び所在地を記載してください。なお、建造した造船所が不明の場合に限り「不明」と記載してください。所在地の名称は、建造当時の名称で記載してください。

(13) 進水年月日

船舶が進水した年月日を記載してください。なお、進水年月日が不明な場合に限り、「不明」と記載してください。JCI からの転用であって、船舶検査手帳に進水年月が記載されている場合は、その年月を記載してください。

(14) 登録の原因＜登録申請書＞

新造新規、譲受、相続、抹消船再用、一般船からの転用（JCI 登録あり）等の別を記載してください。

(15) 変更の理由＜変更登録申請書＞

主要寸法の変更、推進機関の換装、検認による書換などの変更理由を記載してください。

(16) 申請内容明細書（様式 38 頁）

「申請者」「使用者」欄については、住所、氏名又は名称及び所属漁協名等を記載してください。また、「漁業種類の内容」には、操業する漁業種類について大臣許可漁業、知事許可漁業、自由漁業の順に記載し、申請する漁船で許可漁業を操業する場合は、その許可の保有状況を記載してください。

なお、漁協等組合長の証明は、申請する漁船が操業する漁業種類について、組合員である使用者が漁業関係法令等における適格性の有することを確認したうえで、証明してください。

(17) 小型（５トン未満）漁船の総トン数の測度に関する調書（様式 39, 40 頁）

巻末参考資料の「小型（５トン未満）漁船の総トン数の測度に関する調書　記載例」を参照して記載してください。

(18) 推進機関経歴書（様式 56 頁）

「制限装置（動力漁船の性能の基準の第３項に該当するもの）の有無」欄は、船の長さが 10 メートル以上の動力漁船（ジーゼル機関に限る。）にあっては、小型機関制限装置機能基準に適合し、水産庁の型式承認を受けた燃料の最大噴射量を制限する装置及び最大回転数を制限する装置を取り付けられている必要があります。

「現在までの経歴」欄は、搭載する推進機関が JCI 等の登録船舶に係らず、過去に漁船搭載履歴がある場合は、その「漁船の船名及び登録番号」を記載してください。

過去に漁船搭載履歴がない推進機関を搭載する場合は、「漁船登録履歴なし」と記載してください。

「漁船法施行規則による馬力数」欄は、平成 14 年３月 31 日以前に許可又は登録申請した漁船の推進機関を使用する場合は、以前に漁船登録されていた馬力数を記載し、上記以外の推進機関の馬力数は（30 頁）を参照して記載してください。

(19) 譲渡証明証（様式 43 頁）

譲渡人から譲受人への漁船の所有権移転について確認し、譲渡人が所属する漁協が証明するものです。

（参　考）

漁船登録における漁業種類の分類（関係分のみ抜粋）

漁業種類の分類		漁業の内容
統計の分類	登録の分類	
淡水漁業	淡水漁業	潮汐の影響のない潟、河川、 放水路等における漁業
内水面漁業	内水面漁業	潮汐の影響のある潟、河川、 放水路等における漁業
採介藻漁業	採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業
	採介藻( )漁業	白ちょう貝等の採取業＜( )内に白ちょう貝等を記入＞
定置漁業	定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む
一本つり漁業	一本つり漁業	各種一本つり漁業（ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く）
	一本つり( )漁業	いか一本つり及びさば等のはねつり漁業 ＜( )内にいか、さば等の別を記入＞
はえなわ漁業	はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ等の空つりなわ漁業（まぐろ、さめ、かじき等を除く）、かごはえなわ漁業を含む
刺網漁業	刺網漁業	刺網、たたき網、流し網漁業
	かじき等流し網漁業	かじき等流し網漁業
まき網漁業(網船)	○○まき網漁業	まき網漁業の網船 ＜○○に大中型、中型､小型の別を記入＞
まき網漁業附属船	○○まき網漁業附属船( )	まき網漁業の附属運搬、灯船及びとう載漁艇等 ＜○○に大中型、中型､小型の別を記入＞ ＜( )内に運搬、灯船等の別を記入＞
敷網漁業	敷網漁業	敷網及び棒受網（さば、さんまを除く）等の漁業
	○○棒受網漁業	さば、さんま棒受網漁業＜○○にさんま等を記入＞
底びき網漁業	○○底びき網漁業	底びき網漁業＜○○に小型、沖合の別を記入＞
ひき網漁業	ひき網漁業	底びき網以外の各種ひき網漁業（けた網､こぎ網､地こぎ網､こびき網、瀬びき網､地びき網､船びき網、船びきつた網､沖取網､バッチ網､ごち網等）
かつお･まぐろ漁業	かつお・まぐろ漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業
	かつお一本つり漁業	かつお、まぐろ一本つり漁業
	まぐろはえなわ漁業	まぐろ、さめ、かじき、うきはえなわ漁業
官公庁船	官公庁船( )	漁業の試験、調査、指導、練習または漁業の取締に従事する漁船＜( )内に練習、取締等を記入＞
運搬船	漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船
雑漁業	突棒漁業	突棒漁業
	養殖業	魚類養殖
	雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業

※　上記“漁業の内容”に記載のない漁業は近似の漁業種類の分類で登録します。

２　許可申請書及び添付書類の記載要領

（1）操業区域

沿岸、沖合、遠洋の別を記載してください。

※沿岸：２０浬以内、沖合：２０浬～日本EZZ内、遠洋：日本のEZZ外

（2）起工、進水及びしゅん工の予定期日、改造工事の着手及び完成の予定期日、転用の予定期日

しゅん工、改造工事の完成の予定期日及び転用の予定期日は、それぞれ建造、改造及び転用許可が効力を失わない期限の範囲内で記載してください。

なお、起工の予定期日、改造工事の予定期日及び転用の予定期日は、それぞれの建造、改造及び転用許可申請書に記載する申請日以前の場合は、許可をしない場合があります。

（3）建造、改造及び転用に要する費用及びその調達方法の概要

それぞれの申請書に記載してある項目毎の費用及び借入先を記載してください。なお、譲受に伴い改造及び転用する場合は、漁船購入費用等を含めて記載してください。

（4）建造、改造及び転用を必要とする事情

建造では「新規就業による建造」、「老朽化による代船建造」等、改造では「推進機関の老朽化による機関換装」、「新たな漁業種類に伴う設備の設置」等、転用では「新規就業による転用」、「老朽化による代船転用」等を記載してください。

（5）動力漁船の性能の基準適用表

「船舶の長さ、幅、深さ」は性能基準の「長さ、幅、深さ」をいい、動力漁船の性能基準（14,15頁）等を参照し、記載してください。

（6）総トン数計算書

総トン数の確定の手順（25頁）等を参照し、記載してください。

（7）漁船建造（改造・転用）計画変更許可申請書

変更を必要とする理由については「設計変更による主要寸法の変更」、「推進機関の馬力数の変更」等を記載してください。

（8）漁船建造（改造・転用）許可期間延長申請書

建造又は改造については造船所の工程又は漁船の運航遅延による場合や転用については漁船の運航遅延による場合で、延長した期間内にしゅん工、工事の完成及び使用開始が見込まれる場合のみ、許可期間の延長ができます。なお、許可期間の再延長はできません。

なお、工事現況については、許可交付日から許可期間延長申請時点までの建造や改造工事等の進捗状況について記載してください。